

松江市告示第 424 号

市道の供用開始に関する告示

道路の供用を次のとおり開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、松江市都市整備部建設総務課において、告示の日から15日間一般の縦覧に供する。

令和3年6月1日

松江市長 上定 昭仁

路線 番号	路線名	供用開始の 起終 点	供用開始日	図面 番号	備考
70163	姫 津 谷 線	松江市東出雲町春日字姫津101番3地先 " " " 111番地先	令和3年6月1日	1	